



せんだん通信
ー中国四国厚生局だよりー

平成 28 年夏（8 月）号

（平成 28 年 8 月 5 日発行）

中国四国厚生局

Chugoku-Shikoku

Regional Bureau of Health and Welfare

【目次】

＜巻頭言＞

- 最近の薬物情勢 麻薬取締部長 坂井 大樹

＜各課からのメッセージ＞

- 企画調整課の役割を果たすために 企画調整課 橋田 大輔
- 平成 28 年度診療報酬改定について 医療課 吉田 英治
- 医事課とは 医事課 小島 堅二
- 第 1 回地域包括ケア推進セミナーを開催しました 地域包括ケア推進課 佐藤 功

＜職員からのメッセージ＞

- 「はい、益城町災害対策本部物資班です。」 企画調整課 西澤 徳泰

＜お知らせコーナー＞

- ホームページに「中国四国厚生局パンフレット（平成 28 年度版）」を掲載しました
. 企画調整課 橋本 直希

＜あとがき＞

「せんだん通信ー中国四国厚生局だよりー」について

「せんだん通信」は中国四国厚生局のホームページへ掲載しています。
インターネットで「中国四国厚生局」と検索して、右のバナーをクリック
していただければ見つかります。

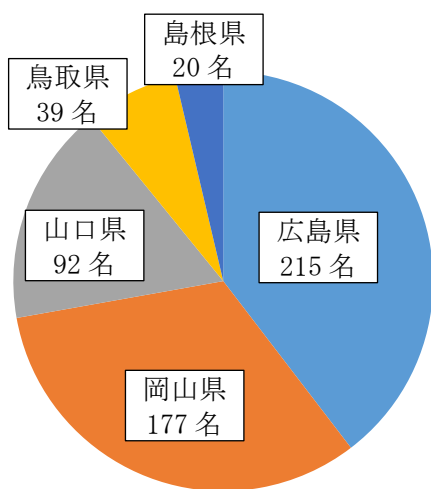
なお、紙面上の☆印の表示は、ホームページ上でリンク設定をしている箇所です。リンク先の情報をご覧
になりたい場合は、中国四国厚生局ホームページ「せんだん通信」からご覧ください。

～中国四国厚生局だより～
せんだん通信
地域情報を発信しています。

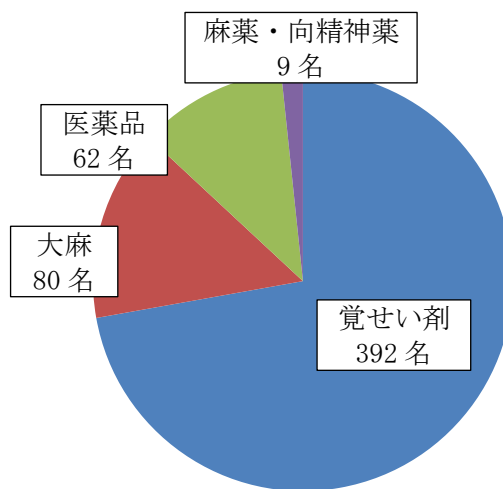
麻薬取締部長 坂井 大樹

1. 中国地区管内の薬物情勢

中国地区管内 5 県の実検締機関による平成 27 年中の薬物事犯検挙者数は、543 名(速報値。以下同じ。)で、そのうち広島県、岡山県及び山口県の 3 県合計が 484 名と山陽地方で全体の 89%を占めています。法令別では、覚せい剤取締法違反で 392 名と全体の 72%を占め、大麻取締法違反の 80 名(15%)、危険ドラッグを取り締まる医薬品医療機器等法（旧薬事法）違反の 62 名(11%)、麻薬及び向精神薬取締法違反の 9 名(2%)と続いています。



県別検挙者数（速報値）



法令別検挙者数（速報値）

2. 危険ドラッグ

特に、危険ドラッグにつきましては、平成 26 年に危険ドラッグ乱用者による等、他者を巻き込んだ重大な交通事故等が社会問題化したことを受け、全国の麻薬取締官が第一線に立って危険ドラッグ販売業者に対する立入検査、検査命令及び販売等停止命令を実施し徹底した取締りを実施しました。

その結果、危険ドラッグの流通を阻止し、販売業者の利益構造に大きな痛手を与え、危険ドラッグ販売店舗数は大幅に減少し、平成 27 年 7 月には危険ドラッグ店舗を全滅させることができました。

その後、1 年が経過する中で、事実上潜在化の一途をたどり、店舗型販売からデリバリー型（宅配）やインターネット販売型へと移行し、潜在化・巧妙化しながら依然国内流通が確認されています。一例として、平成 28 年 1 月に近畿の麻薬取締部がインターネット利用の指定薬物製造原料販売者を検挙しましたが、その購入客である放送アナウンサー（東京都）、市職員（神奈川県、大阪府）、自衛官（福岡県）など男女 13 名が芋づる式に検挙され、そのうち中国地区管内でも自営業の男（島根県）の客 1 名を検挙しています（以下の写真 1、2：通称「ラッシュ」と呼ばれる商品を撮影）。



危険ドラッグ（写真1）



危険ドラッグ（写真2）

一方で、このように危険ドラッグの取締りが強化され、法規制がより厳しくなり、危険ドラッグの入手が困難、さらに危険ドラッグの中身が不明かつ危険性を有するなどの理由により、乱用者は再び大麻に手を出しているのではないかと分析しており、全国的にも大麻取締法違反での検挙者数は増加傾向にあります。

大麻は、世界で最も乱用されている薬物です。大麻の危険性を軽視し安易に手を出す者もありますが、依存性を有しており、陶酔、幻聴、幻覚、思考の変容等様々な危険な症状を呈するとともに、覚醒剤等の別の違法薬物への移行を容易にさせる「ゲートウェイドラッグ」となっており、非常に危険な乱用薬物の一つであることを皆さまにはぜひ知っていただきたいと思います。

3. 医薬品の乱用

覚醒剤、危険ドラッグや大麻などの不正薬物に限らず、病院等医療機関で取り扱う抗不安薬（例：エチゾラム）、睡眠薬（例：フルニトラゼパム、トリアゾラム、ゾルピデム）、やせ薬（例：マジンドール）等、乱用や横流しの対象とされやすい処方せん医薬品も習慣性を有しており、服用の仕方によっては、重大な健康被害をもたらすことが十分に考えられますので、担当医師が指示した用法・用量に従って適切に服用する必要があります。

4. 最後に

医薬品も含め薬物による乱用や健康被害、またその影響下での事件・事故を防ぐためには、「供給の遮断」と「需要の根絶」という両面の対策を講じる必要があります。乱用薬物の流通実態についての把握、乱用薬物事犯の検挙・摘発など取締りの強化とともに、国民一人一人が乱用薬物を使わないという意識を向上させ、社会全体が乱用薬物を拒絶する規範意識をより強く持つためにも、特に青少年を中心に安易に乱用薬物に手を出さないよう、効果的な広報啓発活動を引き続き行っていきます。様々な乱用薬物が出現する中、薬物乱用撲滅に向けて鋭意努力いたしますので、今後ご理解・ご協力をお願いいたします。

せんだん通信をご覧の皆さま、初めまして。昨年の10月から企画調整課に配属されました橋田と申します。皆さまは、企画調整課がどのような仕事をしているのかイメージできるでしょうか。企画調整課がどのような役割、業務を行っているのか、また課内での取組などを紹介させていただきます。

1. 企画調整課の所掌業務

- き 局内における行政事務が円滑に運営できるように厚生局の所掌事務に関する総合的な企画、立案並びに調整などの業務を行っています。組織は総務部門に属しており、総務課と共に厚生局の下支えとしての役割を担っています。
- か 確実かつ適切な業務を行うため、また未然に事務処理誤りなどを防止するための取組みとして、全職員に対して、定期的に啓発や注意喚起を行っています。
- く 国の出先機関として、制度や施策等に対する寄せられた「国民の皆様の声」を取りまとめ、厚生労働省に報告しています。また、ホームページを通じて寄せられたご意見・ご質問等の取りまとめを行っており、地域の皆さまと厚生局を結ぶ役割を担っています。
- ち 中国地方社会保険医療協議会総会の庶務を担当しています。総会では、保険医療機関及び保険薬局の指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し等について審議を行っています。
なお、指導監査課、県事務所が庶務を担当する各県の部会において、保険医療機関又は保険薬局の指定に係る審議を行っています。
- よ より良い行政機関を目指し、質の高い人材の育成や厚生局全体の組織力の強化のための職員研修を企画、実施しています。
- う 受付業務として、公益通報者保護法に基づく公益通報窓口を企画調整課に設置しています。受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持し、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合には、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講じます。
- せ ☆[せんだん通信](#)の編集や発刊、☆[パンフレット](#)の作成、ホームページの運営・管理など、厚生局の広報全般に関する業務を担っています。
- い いつまでに、何を達成するなどを定めた厚生局組織目標の策定及び各課の事業計画等を取りまとめています。なお、組織目標は、重要課題について基本的な方向性と目標について、できる限り定量的な目標を設定しています。

少し強引なところもありますが、「きかくちょうせい」の「あいうえお作文」により業務を紹介してみました。どのような業務を行っているのか、イメージしていただけたでしょうか。

このように、企画調整課では、厚生局内における調整的な役割、研修の実施などを行っている他、地域の皆さまに厚生局の役割などを知っていただくための広報を行っています。

今年度において、平成28年度版パンフレットを作成しました。今号「[☆お知らせコーナー](#)」にて紹介していますので、ぜひご覧ください。



○中国地方社会保険医療協議会総会の様子



○職員研修の様子

2. 企画調整課の体制と取組

企画調整課は3名体制で、少人数ではありますが、その利点を活かし、日々、ミーティングを行っています。ミーティングでは、現在の業務の進捗状況の確認や、今後の業務が確実・円滑に行えるよう、数か月先までのスケジュールや進め方を見据えて、課内で共有するようにしています。なお、当たり前の事ではありますが、報告・連絡・相談（ホウレンソウ）を確実に行うようにしています。

また、近年、重要視されているワークライフバランスの充実にも取り組んでいます。各職員が家族や趣味の時間を設けることができるよう、効率的な業務遂行を推進しています。

3. 私自身が感じること

私は今まで、庶務や医療、年金関係の業務に携わってることが多く、企画や調整が必要な部署に配属された経験が無かったため、局全体で調整が必要な業務や、企画等の文書などを作成する際、どのような調整や内容とすれば良いものができるのか考えがまとまらない、簡潔明瞭な文章が浮かんでこないなど、苦慮することが多くあります。しかし、経験豊富で的確かつ斬新なアドバイスをしてくれる課長と、明るく発想力豊かな係員に助けられ、試行錯誤や反省を重ねながら、次はもっと良い業務を、また、誰もが納得できる内容にしようなど、少しずつでも前進していくことができていると実感しています。

厚生局の下支えとなる業務ではありますが、地域の皆さまにとって身近な行政機関になるためにも、企画調整課がその役割をしっかりと果たしていくことは重要であると思っております。そのためにも、自分自身が求められる役割をしっかりと認識し、今後も業務に努めていきたいと思っております。

今年は4月に診療報酬の改定が行われました。

診療報酬の改定は、中央社会保険医療協議会の答申を受けて、厚生労働大臣が2年ごとに行っているものです。皆さまが保険医療機関の窓口で支払われる医療費の金額にも影響してきますので、診療報酬の改定の概要について、簡単にご紹介させていただきます。

そもそも診療報酬とは何でしょうか？

診療報酬とは、保険医療機関が患者に対して行った医療行為等(診察、検査、処置、リハビリ、手術等)の対価として患者や保険者(全国健康保険協会、健康保険組合等)から受け取ることのできる報酬のことです。保険医療機関が行う医療行為等は細かく点数化(1点は10円)されており、保険医療機関は、実際に行った医療行為等に対する点数を合計し、負担割合に応じて算出した金額を患者から一部負担金として保険医療機関の窓口で受け取ります。そして、残りを審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)へ請求します。審査支払機関では保険医療機関の請求内容について審査を行い、請求内容が適正であれば、患者が加入している保険者から審査支払機関を通じて保険医療機関へ診療報酬が支払われることになります。

なお、保険薬局での調剤等についても、調剤報酬として点数化されており、診療報酬と同時期に改定が行われています。

平成28年度診療報酬改定の概要

今回の改定は、診療(調剤)報酬の本体部分が0.49%増(医科0.56%増、歯科0.61%増、調剤0.17%増)、薬価部分が1.22%減、材料価格部分が0.11%減となりました。

「本体部分」とは、保険医療機関が行う医療行為等そのものに対する報酬、「薬価部分」とは、患者に投与したり、手術や処置等の際に使用した薬剤に対する報酬、「材料価格部分」とは、手術や処置等の際に使用した医療材料(例：カテーテルやチューブ、人工関節等)に対する報酬を指します。

今回の改定では、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムと効果的・効率的で質の高い医療提供体制の構築を図り、地域包括ケアシステムの推進と医療機能の機能分化・強化、連携に関する充実等に取り組むこととしております。

改定の基本的な視点は、「病床の機能分化・連携」や「かかりつけ医機能」等の充実を図りつつ、「イノベーション」(新技術や新薬等の保険導入)、「アウトカム」(費用対効果の評価)等を重視し、地域で暮らす国民を中心とした、質が高く効率的な医療を実現することであり、次の4つの視点から改定が行われました。

I 地域包括ケアシステムの推進と医療機能の 分化・強化、連携に関する視点

- 医療機能に応じた入院医療の評価
- チーム医療の推進、勤務環境の改善、業務効率化の取組等を通じた医療従事者の負担軽減・人材確保
- 地域包括ケアシステム推進のための取組の強化
- 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 医療保険制度改革法も踏まえた外来医療の機能分化

II 患者にとって安心・安全で納得できる効果的・ 効率的で質が高い医療を実現する視点

- かかりつけ医の評価、かかりつけ歯科医の評価、かかりつけ薬剤師・薬局の評価
- 情報通信技術(ICT)を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進
- 質の高いリハビリテーションの評価等、患者の早期の機能回復の推進
- 明細書無料発行の推進

III 重点的な対応が求められる医療分野 を充実する視点

- 緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価
- 「認知症施策推進総合戦略」を踏まえた認知症患者への適切な医療の評価
- 地域移行・地域生活支援の充実を含めた質の高い精神医療の評価
- 難病法の施行を踏まえた難病患者への適切な医療の評価
- 小児医療、周産期医療の充実、高齢者の増加を踏まえた救急医療の充実
- 口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した医療の推進
- かかりつけ薬剤師・薬局による薬学管理や在宅医療等への貢献度による評価・適正化
- 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションや医療技術の適切な評価
- DPC に基づく急性期医療の適切な評価

IV 効率化・適正化を通じて制度の持続 可能性を高める視点

- 後発医薬品の使用促進・価格適正化、長期収載品の評価の仕組みの検討
- 退院支援等の取組による在宅復帰の推進
- 残薬や重複投薬、不適切な多剤投薬・長期投薬を減らすための取組など医薬品の適正使用の推進
- 患者本位の医薬分業を実現するための調剤報酬の見直し
- 重症化予防の取組の推進
- 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価

平成 28 年度診療報酬改定に関する内容の詳細については、[☆厚生労働省ホームページ\(平成 28 年度診療報酬改定について\)](#)をご覧ください。

かかりつけ薬剤師・薬局を持ちましょう

今回の診療報酬改定により、「かかりつけ薬剤師」の評価がスタートしました。

かかりつけ薬剤師とは何でしょうか？

体調が悪くなったりした際に毎回受診したり相談できる、“かかりつけ医師”を決められている方も多いことと思います。これと同じように“かかりつけ薬剤師”とは、どの医療機関を受診しても、身近なところなどにあるかかりつけ薬局に処方せんを持参することで、患者の服薬状況を一元的・継続的に把握し、それに基づき患者への服薬指導等を行う一定の要件を満たした薬剤師のことをいいます。

かかりつけ薬剤師・薬局の主なメリット

- 同じような薬が重複して処方されていないか、飲み合わせの悪い薬が処方されていないかなどを一般用医薬品を含めて確認してもらえます。
- 患者の服薬状況や指導内容を処方医に提供し、必要に応じて処方提案を行います。
- 患者からの相談に 24 時間応じることができます。
- 在宅での療養が必要な場合にも、薬の管理、服薬指導を受けられます。

かかりつけ薬剤師を利用することにより、「薬剤服用歴管理料（38 点又は 50 点）」の代わりに「かかりつけ薬剤師指導料（70 点）」が算定されます。

皆さん、医事課って聞くと、医療関係の業務なのだろうけど、何をしているのかよくわからないという方が多いのではないのでしょうか。ここでは簡単ではありますが医事課の大きな柱となっている業務の概要を述べてみたいと思います。

○医師臨床研修関係



診療に従事しようとする医師は、大学病院や厚生労働大臣の指定する病院において、医師の基本的な診療能力を身につけるために、2年以上臨床研修を受けなければなりません。

医事課では、厚生労働大臣から臨床研修の指定を受けようとする病院の開設者からの指定申請書を受け付け、厚生労働省の定める指定の基準を満たしているかの審査を行っています（申請は更に厚生労働省の医師臨床研修部会の審議を経て、承認された場合に指定されます）。

また、臨床研修は指定を受けた病院が作成する臨床研修プログラムに基づき研修を行うこととなりますが、この研修プログラムの内容についても審査を行っています。

○医療安全ワークショップの開催



医療の質の向上と安全の確保は医療機関が最優先に取り組むべき課題のひとつですが、医事課では、医療機関の病院管理者、医療安全管理者を中心にして、医療安全に関わる講演や演習・事例検討などのグループワークを行う医療安全ワークショップを毎年度開催して医療の安全に関する取組の普及及び啓発を行っています。

○看護師の特定行為研修関係



通常、看護師が診療の補助を行うためには、患者さんの状態を医師に報告し、その都度、医師の指示により診療の補助を行うこととなります。看護師の特定行為とは、医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示としてあらかじめ作成した「手順書」に示された病状の範囲内の状態にある患者さんに看護師が行う診療の補助を言います。

例えば、脱水を繰り返す状態の患者さんのケースで言えば、医師が指定研修機関で必要な研修を受講した看護師に対して、診察後に手順書により脱水症状があれば点滴を実施するよう文書等により指示します。看護師は患者さんを観察し脱水の可能性を疑った場合、手順書に示された病状の範囲内であれば、手順書によりタイムリーに点滴を実施することが可能となります。

看護師がこの手順書により特定行為を行うために、特定行為研修の受講が義務付けられています。

医事課では、この研修制度の理解の促進や特定行為研修を行う指定研修機関を確保するために説明会を開催しています。また、厚生労働大臣から特定行為研修機関の指定を受けようとする病院の開設者からの指定申請書を受け付け、指定の基準を満たしているかの審査を行っています（申請は更に厚生労働省の医道審議会の審議を経て、承認された場合に指定されます）。

○再生医療等関係



再生医療の迅速かつ安全な提供を促進するため、平成 26 年 11 月 25 日から「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が施行されました。

再生医療とは、細胞加工物（人や動物の細胞に培養その他の加工を施したもの）を用いて、疾病の治療や機能の再建等を行うことを言います。

例えば、歯科医院で抜歯等の外科的処置が必要な患者さんがいた場合、歯周組織の再生を促進したり、術後の疼痛を緩和する効果を期待して、あらかじめ患者さんから血液を採取し、すぐに遠心分離して、出来た血小板を含むゲル状の塊を患部に詰め入れて縫合することがあり、この治療は再生医療に該当します。再生医療といっても iPS 細胞を使うようなものばかりでなく、身近な場所でも行われているのです。

このような治療をはじめ、この法律に基づき、再生医療等を提供しようとする医療機関は、あらかじめ「再生医療等提供計画」を作成し、「認定再生医療等委員会」での審査を受けた上で、「再生医療等提供計画」を地方厚生局に提出することとなります。また、細胞加工物を製造する事業者は、「特定細胞加工物製造届書」を地方厚生局に提出することとなります。

医事課では、医療機関から提出のあった再生医療等提供計画や細胞加工物を製造する者から提出のあった特定細胞加工物製造届書の内容の確認、認定再生医療等委員会の設置者からの認定申請に係る認定を行っています。

○医療観察



刑法 39 条には、「心神喪失者の行為は、罰しない。心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。」と規定されています。

医療観察法制度では、重大な他害行為を行った者が、逮捕・送検され、検察官が心神喪失等を認定して不起訴とした場合や起訴され、裁判所が心神喪失等を理由に無罪等とした場合には、検察官の申し立てにより鑑定入院（精神科病院。2 ヶ月が原則）することとなります。その後、地方裁判所における審判により入院による治療（標準で 18 ヶ月程度）又は通院による治療（原則 3 年）が決定されます。

入院又は通院による治療は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、病状の改善、同様の行為の再発防止、社会復帰を促進することを目的としているものです。

医事課では、指定医療機関（入院、通院）の指定や対象者の入院の決定の執行、指定入院医療機関への移送などの業務を行っています。

○医薬品、医療機器の製造業並びに医療機器の修理業の許可



医薬品や医療機器の製造業の許可については、その製造する種類によって、厚生労働大臣が許可するものと都道府県知事が許可するものに分かれていますが、厚生労働大臣の許可対象である医薬品、医療機器については地方厚生局長に委任されています。

医事課では、厚生労働大臣許可医薬品である、生物学的製剤（体外診断用医薬品を除く）や放射性医薬品などを製造する事業者や厚生労働大臣許可医療機器である国家検定医療機器などを製造する事業者からの申請に係る審査・許可を行っています。



あまり馴染みのないことは分かりにくかったかとは思いますが、医事といっても幅広い業務をしていることはお分かりいただけたのではないのでしょうか。

医事課は課長を含め 7 名体制です。業務の遂行には専門的な知識も必要となるため、事務官と技官（歯科医師、看護師）の混成メンバーで日々業務に励んでおります。

地域包括ケア推進課 佐藤 功

平成 28 年 4 月に地域包括ケア推進課が新設され、これまで中国管内各県を回り、各関係機関の方々との意見交換等を行ってきました。その際には、事業の進め方等の情報共有や研修の機会を求める意見もありました。中国四国厚生局ではこうした意見を踏まえて、平成 28 年 7 月 7 日、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを支援するため、「第 1 回地域包括ケア推進セミナー」を開催しました。セミナーには、中国管内の市町村、地域包括支援センターなど多くの関係機関から 133 名の参加がありました。

セミナーは、はじめに、岡山県倉敷市の吉田参与から「倉敷市版の地域包括ケアシステム構築にむけて」と題して基調報告をしていただきました。

吉田参与は、その前任が厚生労働省老健局振興課の課長補佐で、介護保険法 26 年改正にたずさわった方です。制度設計をされた当時の思いを交えつつ、自治体の立場から、システム構築の課題と成果をととてもわかりやすく解説していただきました。参加された行政職員の方からは、「行政に携わる者として、制度設計をされた方の思いを直接聞ける貴重な機会となり、その狙いや考え方は大変勉強になった。」とのご意見をいただきました。



○基調報告の様子



次に、セミナーの参加申込みの際に寄せられたご質問等をもとに、吉田参与と広島県地域包括ケア・高齢者支援課の藤原参事、府中市長寿支援課の唐川課長を交えて意見交換を行いました。

限られた時間の中では全ての質問にお答えすることはできませんでしたが、特に介護予防や生活支援コーディネーター、地域づくりをキーワードにして、講師の三人からそれぞれの立場でわかりやすくコメントをしていただきました。

参加者からは、「府中市の唐川課長の事業の進め方のプロセスのお話が、分かりやすく参考になった。」「藤原参事の「地域ケア会議」が重要との話に背中を押してもらった。」などの感想が寄せられました。

当厚生局としては、自治体や地域包括支援センターなどの現場の皆さまが抱える悩みや不安、ご意見を踏まえ、それに応えるべく業務を進めてまいりたいと考えています。

また、中国四国厚生局では引き続きこのようなセミナーを各県とご相談しながら企画してゆきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。是非、厚生局の地域包括ケア推進課をご活用下さい。



○意見交換の様子

職員からのメッセージ：「はい、益城町災害対策本部物資班です。」

企画調整課 西澤 徳泰

平成 28 年 4 月 14 日（木）21 時 26 分及び 16 日（土）1 時 25 分それぞれ震度 7 を観測する大地震、いわゆる平成 28 年熊本地震が発生しました。また、これらの地震を起因とされる震度 1 以上の地震（有感地震）は 1,888 回（平成 28 年 7 月 14 日現在）を超え、日本で 1 年間に発生する有感地震は、1,000～2,000 回とのことですので、その回数が多いことが伺えます。

※ 東日本大震災が起きた平成 23 年の有感地震は、10,681 回とのこと。



○益城町役場近くにて撮影

私は今回、益城町役場において、行政事務を支援するため、5 月 9 日（月）から 16 日（月）までの 8 日間、益城町災害対策本部員として派遣される機会をいただくこととなり、現地に赴きました。

熊本県は今回が初めて。熊本市内は、この大地震を感じることが出来ないくらい、人、路面電車や車が往来しており、日常的に見る光景（都市にある普通の風景）と何ら変わらない様子でした。ところが、益城町に入ると一転し、崩壊している建物が目立ち始め、建物の一階が潰れていたり、屋根がブルーシートで覆われているのが多数あったりと被害を目の当たりにしました。しかし、二度の大地震にもかかわらず、見た目上は建物が健在で

あるのも多数伺えましたが、町の方のニュースインタビューでの発言で、余震が多く、この耐えた建物がいつ崩壊するかわからないため、自宅には戻れないと、本当に危険であると感じました。

そうした中、益城町にあるコンビニは多数営業しており、通常の経済活動が順調に回復しつつあることも感じました。役場のすぐ近くにある初めて耳にする名のコンビニが私の物資購入先であり、食事や飲み物を調達する場でした。

益城町役場では、庁舎と議会棟を結ぶ渡り廊下が崩れかけていたり、水回りが使用できず仮設トイレのみだったり、庁舎は結構地震の影響を受けていましたが、その庁舎を使用して、業務を行いました。私が所属した物資班は、窓を板で補強？されていたところで行われ、最初に注意事項として、大きい地震がきたら崩壊するので直ぐに廊下に避難するよう引き継ぎを受けました（期間中の最大震度は 3 でした。）。

さて、私が物資班で担当とした業務は、主として電話対応であり、援助物資の受付と炊き出しの受付がほとんどでした。派遣時期が発災から 3 週間過ぎたところであったため、4 月 29 日から物資の受付を中断して



○益城町役場内の物資班の執務テーブル

いましたので、不足していたブルーシートや土嚢袋の受付をし、それ以外は、先方に丁寧にお断りしていました。この受け入れ内容も日々かわり、在庫数を確認しながら対応していました。

また、炊き出しについては、希望日時や食事内容、数量等を確認し、避難所との調整役の方に引き継ぎ、調整してもらいます。受付の際には、提供いただくのに必要となる機材をすべて用意できることが前提であり、食中毒を防止するため衛生面でもきちんとした知識、対応ができることが条件となり、こちらも先方には丁寧な説明に心掛けていました。

「はい、益城町災害対策本部物資班です。」という電話での最初の発声も当初は、かみかみでござちなさ満点でしたが、期間が経つにつれてスムーズに言えるようになりましたが、その時には、もう派遣期間も終わりのころ。また、役場の方とも気心知れたところで、益城町を離れることとなりとても残念に思いました。

ここ広島県は、南海トラフ巨大地震（M9クラス）が発生し、最大震度6強、最大津波4mが想定されていますので、今回の経験を生かした事前準備等ができればと思いますし、皆さまも日頃から災害に備えた対応をしていただければと思います。

広島県では、「あらゆる自然災害から命を守るために適切な行動」をとることができるよう、5つの行動目標を定めて、「災害死をゼロにする」を目指す取組、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動を実施しています。災害から命を守るための行動として、「知る」、「察知する」、「行動する」、普段から災害に備えるための行動として、「学ぶ」、「備える」ための情報をわかりやすく解説している広島県のサイトを見ることを「はじめの一步」としてみてはいかがでしょうか。

最後に、西村町長をはじめ、役場の皆さま、また、物資班で一緒に時を過ごした清水さん、森下さん、千代田さんにおかれましては、御身体にご留意の上、町の再建のため、頑張ってください、早期に「益城町完全復興宣言」ができるよう祈念しております。



○物資班の後ろにある議会棟への渡り廊下



○益城町役場正面から撮影
(ブルーシート右横に見えるのが渡り廊下の位置)

[☆益城町役場ホームページ](#)

[☆広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動ポータルサイト（広島県ホームページ）](#)

[☆中国四国厚生局「防災・災害関連情報」（中国四国厚生局ホームページ）](#)

お知らせコーナー：ホームページに「中国四国厚生局パンフレット（平成 28 年度版）」を掲載しました

企画調整課 橋本 直希

中国四国厚生局の業務を広く周知するため、平成 28 年度版の中国四国厚生局パンフレットを作成し、掲載しました。

今回は、平成 28 年 4 月に新設した「地域包括ケア推進課」や「データで見る中国地方」を追加するなどにより、内容の充実をしています。

是非ご覧いただきますようお願いいたします。

[☆中国四国厚生局パンフレット（平成 28 年度版）](#)



あとがき

明日（平成 28 年 8 月 6 日）は、71 年前に広島に原子爆弾が投下され、多くの市民が被爆した日です。



○安倍総理の献花

原爆投下から 70 年が過ぎた今年 5 月 27 日に、アメリカのオバマ大統領が平和記念公園を訪問し、広島にとって歴史的な 1 日となりました。

オバマ大統領の演説では、「私たちは過去の失敗を繰り返すように遺伝子で決められているわけではありません。私たちは学ぶことができます。選ぶ事ができます。子どもたちに違う方法を伝えることができます。」と発言されたとおり、過去になぜ戦争が起こったのか、戦争という過ちを繰り返さないために何が必要なのかを考える一日にしたいと思います。

被爆 71 周年

THE 71TH ANNIVERSARY OF THE ATOMIC BOMBING

広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式

HIROSHIMA PEACE MEMORIAL CEREMONY

平成 28 年（2016 年）8 月 6 日

August 6, 2016

黙とう・平和の鐘 8:15

Silent Prayer and Peace Bell



○オバマ大統領の献花